

おかどめ幸福駅売店指定管理者募集要項

令和7年7月
あさぎり町商工観光課

あさぎり町おかどめ幸福駅売店指定管理者募集要項

あさぎり町では、公の施設である「あさぎり町おかどめ幸福駅売店」の管理業務について、設置目的をより効果的に達成するため指定管理者制度を導入し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、あさぎり町おかどめ幸福駅売店条例（平成29年あさぎり町条例第29号）第11条及びあさぎり町公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例（平成17年あさぎり町条例第23号）第3条の規定に基づき、あさぎり町おかどめ幸福駅売店（以下「売店」という。）の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1 対象施設の概要

- （1）名 称 おかどめ幸福駅売店
- （2）所 在 地 球磨郡あさぎり町免田西1438番地1
- （3）施設内容及び規模等

木造平屋建て

①敷地面積

場 所	面 積
おかどめ幸福駅売店	216.67 m ²
おかどめ幸福駅売店トイレ	37.62 m ²
おかどめ幸福駅駐輪場・レンタサイクル駐輪場（駅東側）	76.26 m ²
売店周辺施設（広場・花壇・駐車場）	3,073.72 m ²

②開設年月日・・・平成11年4月1日（平成30年3月増改築）

- （4）施設の利用実績

来客者数の状況（指定管理者報告）

（単位：人）

項目	令和4年	令和5年	令和6年
来客者（人）	14,624	11,460	12,627

2 施設の管理運営と指定管理者募集に当たっての基本的な考え方

多様化・複雑化する住民ニーズへの確に対応し、「サービスの維持・向上」「施設等利用者の増加」を目指すこと。また、あさぎり町の農林水産物を主とした特産品の展示及び販売を行い、おかどめ幸福駅を訪れる観光客に特産品や観光情報を紹介し、地元団体等と連携した自主事業の実施を積極的に取り組む団体を募集する。

3 指定管理者が行う管理の基準

- （1）休 業 日 指定管理者及び町で協議の上定める。
- （2）開業時間 午前8時30分から午後5時まで

※ただし、必要があると認めるときは、町長の承認を得て開業時間を変更することができる。

(3) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。

- 1) あさぎり町おかどめ幸福駅売店条例、同規則
 - 2) 地方自治法、同施行令、同施行規則ほか行政関連法令
 - 3) 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令
 - 4) 水道法、同施行規則その他施設、設備の維持管理又は保守点検に関する法令
 - 5) その他
 - ・ 指定管理者は、施設の管理に関し知り得た個人情報の保護を図るため、あさぎり町個人情報保護条例第4条の規定に従い、協定において定める安全確保の措置を講じなければなりません。
 - ・ 指定管理者は、施設の使用許可承認等行政処分に対応する権限を行使するときは、あさぎり町行政手続き条例第2章の規定を遵守すること。
 - ・ 指定管理業務を行うに当たり作成し又は取得した文書等は、適正に管理し、5年間保存すること。指定管理期間を過ぎた後も同様とします。
 - ・ 指定管理者は、業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めること。また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）に努めること。
- (4) 売店の施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）の維持管理を適切に行うこと。※管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定で定めます。

4 指定管理者の業務等

- (1) 特産品の展示及び販売
- (2) 観光情報の収集及び発信
- (3) 施設等の利用に係る料金に関する業務
- (4) 施設等の維持・修繕及び保守点検に関する業務
- (5) 売店設置の目的を達成するために必要な業務
- (6) その他、別紙「あさぎり町おかどめ幸福駅売店管理業務仕様書」に定めるとおり

5 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとします。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6 管理に要する経費

売店の管理に要する経費は、利用料金収入及び町から支払う委託料によって賄うこととします。このうち、指定期間中に町が支払う委託料の額は、下記に定める基準価格の範囲内で、応募事業者から各年度の委託額の提案を求めます。

なお、町からの委託料の具体額は事業計画書で提示された額に基づき、指定管理者と町との間で締結する協定書で定めます。

基準価格 4, 525千円（消費税及び地方消費税を含む）

※5ヵ年の合計金額

(令和8年度～令和12年度 年間施設管理委託料 22,625千円)

※基準価格を超える提案があった場合には、失格となりますのでご注意ください。

※指定期間の各年度、基準価格を上限として、対象年度の開始前に対象年度の予算の範囲内で、指定管理者とあさぎり町と協議した上で委託料を定めます。

7 委託料の精算

指定管理業務を町が示した水準どおりに確実に実施する中で、利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めません。また、指定管理者の責めに帰すべき理由により不足額が生じた場合は、指定管理者の負担となります。

8 参加資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ あさぎり町から指名停止措置を受けていないこと。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

エ 労働者災害補償保険に加入していること。

オ 県税、法人税、消費税及び地方消費税、町税（町に対して納税義務がある場合に限る）を滞納していないこと。

カ 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続きを行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

キ 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が町長に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不相当と認められる者でないこと。

9 実施スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下のとおりとします。

（日程は都合により変更する可能性があります。）

項目	日程
公募開始及び指定管理者指定申請書受付開始	令和7年7月9日（水）
質疑受付期間	令和7年7月9日（水）～7月16日（水） 午後5時まで
質問の回答期日	令和7年7月23日（水）
指定管理者指定申請書の提出期限	令和7年7月30日（水）午後5時まで
指定管理者資格確認通知	令和7年8月6日（水）
事業計画書等の提出期限	令和7年8月27日（水）午後5時まで
一次審査	令和7年9月11日（木）
一次審査結果通知	令和7年9月12日（金）
企画提案書の提出期限	令和7年9月22日（月）午後5時まで
二次審査（プレゼンテーションの実施）	令和7年9月25日（木）

優先契約者の選定	令和7年9月29日（月）
事前協議	別途通知
決定通知送付	令和7年10月1日（水）

10 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を町に提出していただきます。なお、町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者指定申請書（あさぎり町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則（平成17年あさぎり町規則第13号）別記様式）
- (2) 売店の事業計画書（別紙様式1）及び収支予算書（別紙様式2）
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- (5) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- (6) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- (7) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- (8) 納税証明書
 - イ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（募集要綱の配布開始日以降に交付されたもの。）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書
 - ロ 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
 - ハ あさぎり町の町税（同町税が課されていない者で町外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税）について未納がないことの証明書
- (9) 企画提案書（任意様式）

11 提出先及び提出期間

- (1) 提出先 あさぎり町役場商工観光課

〒868-0408 熊本県球磨郡あさぎり町免田東1199番地

電話 0966-45-7220 FAX 0966-45-7230

(2) 提出書類及び提出期間

	提出書類	提出期間
1	指定管理者指定申請書（別記様式）	令和7年7月9日（水）～令和7年7月30日（水） （土日祝祭日を除く）の午前8時30分から午後5時までに必着のこと。
2	(1) 事業計画書（様式1） (2) 収支決算書（様式2） (3) 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類 (4) 法人にあたっては、当該法人の登記簿謄本 (5) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類 (6) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類 (7) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。） (8) 納税証明書	令和7年8月27日（水）まで （土日祝祭日を除く）の午前8時30分から午後5時までに必着のこと。 ※（1）～（9）は、それぞれ7部（原本1部、写し6部）を提出
3	(9) 企画提案書（任意様式）	令和7年9月22日（月） （土日祝祭日を除く）の午前8時30分から午後5時までに必着のこと。
4	質問書（様式3）	令和7年7月9日（水）～7月16日（水）5時までに必着のこと。
5	辞退届（様式4）	

※郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。

※電子メール、FAXでの提出は認めません。

12 質問事項の受付

募集事項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和7年7月9日（水）から令和7年7月16日（水）まで
- (2) 受付方法 質問表（別紙様式3）に記入の上、FAX又は電子メールで提出してください。なお、FAX又は電子メール以外での質問（電話、口頭）は、一切受け付けません。

※電子メールの件名は、「【法人名（団体名）】質問書の提出について（おかどめ幸福販売店指定管理者管理業務委託）」とすること。また、送信後、必ず電話により受信確認を行ってください。

- (3) 回答方法 あさぎり町ホームページで公表します。なお、質疑があった事業者名は公表いたしません。

13 辞退

指定管理者指定申込書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、事前に電話連絡の上、辞退届(様式4)を担当窓口を持参すること。なお町は、辞退したことをもっていかなる不利益な取り扱いをいたしません。

13 選定手順

- (1) 一次審査 書類審査

選定委員会は、事業計画等を審査し、提案内容について各選定委員が採点し、その合計点に基づき二次審査要請者を5者程度選定します。なお、申込者が5者に満たない場合は、一次審査を省略できるものとします。

- (2) 二次審査 プレゼンテーション及ヒアリング

一次審査通過者に対して、プレゼンテーション及ヒアリングを実施し、選定委員会が選考方法に基づき採点し審査を行い、最高点を取得した者を第1優先交渉権者として、次点を第2優先交渉権者として選考します。なお、参加資格を有する事業者が1者のみの場合は、採点が6割を達成していれば選定とします。

1業者につき・企画提案書及びプレゼンテーション 20分間

・ヒアリング 20分間

※パワーポイント等のパソコンを利用する場合は、各自持参してください。

14 選定方法

プロポーザルによる選定は、指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の意見を踏まえて、町が指定管理候補者を選定します。

なお、選定委員会では、各委員が次の審査基準に基づいて審査・採点を行い、評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者の選定意見とします。

審査基準及び審査内容		配点
事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであるか。 ア 施設の設置目的及び町が示した管理の基準 イ 住民の施設の平等な利用の確保		適 ・ 否
1	事業計画の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。 ア 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果 イ サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 ウ 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	35
2	事業計画の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。 ア 施設の管理運営にかかる経費の内容 イ 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	25
3	事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか。 ア 安定的な運営が可能となる人的能力 イ 安定的な運営が可能となる経理的基盤 ウ 類似施設の運営実績	30
4	その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項。 ア 観光振興を図るための具体的手法及び期待される効果 イ 物産振興を図るための具体的手法及び期待される効果	10
合 計		100

15 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

16 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの。

17 選定結果の公表

応募状況について、申請した団体の名称については公表します。

選定結果については、各申請者に文書で通知するとともに、町のホームページ上で公表します。

18 指定管理者の決定及び管理業務に係る委託料

- (1) 指定管理者は令和7年12月(予定)あさぎり町議会の議決を経て指定されます。
- (2) 議決後に町と指定管理者との間で協定を締結します。

19 その他

- (1) 提出書類はお返しできません。
- (2) 提出された書類の内容を提出期限後に変更することはできません。
- (3) 提出された書類は、必要に応じ複写します。(使用はあさぎり町役場内及び選定委員会での検討に限ります。)
- (4) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

20 留意事項

- (1) 指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が「8参加資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、協定を締結しない又は協定を解除し、指定管理者の指定を行わないことがあります。
- (2) 指定管理者の指定後に、指定管理者が「8参加資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

21 添付資料・様式

- (1) 指定管理者指定申請書(別記様式)
- (2) おかどめ幸福駅売店事業計画書(様式1)
- (3) おかどめ幸福駅売店収支予算書(様式2)
- (4) 質問書(様式3)
- (5) 辞退届(様式4)
- (6) おかどめ幸福駅売店指定管理者募集要項
- (7) あさぎり町おかどめ幸福駅売店管理業務仕様書
- (8) リスク分担表

問い合わせ先

あさぎり町役場 商工観光課 恒松・遠山

電話 0966-45-7220

FAX 0966-45-7230

Eメールアドレス:kankou@asagiri.kumamoto.jp